

委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本特記仕様書は、次の業務に適用する。

委託業務名 R3砂防 土砂災害警戒システム保守点検業務（業務委託）
路線名等 徳島県全域
委託業務箇所 徳島市万代町他

（業務の概要）

第2条 本業務は、徳島県土砂災害警戒システムの設備を長期にわたり安定かつ確実に運用するため、雨量観測局の点検、雨量データ収集のための中継局の点検及び雨量情報提供サーバ等の点検を行うものとする。

なお、無線電波測定業務については、契約書第7条第1項に定める、設計図書において指定した、主たる部分にはあたらぬ。

（基準等）

第3条 本業務は、次の各号に掲げる仕様書に基づき実施するものとする。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

- (1) 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」
- (2) 「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」
- (3) 「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」
- (4) 「電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）」
- (5) 「電気通信設点検業務共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）」

2 前項のほか、次の各号に掲げる諸法規、要領等を遵守するものとする。

- (1) 電波法及びこれに基づく政令等
- (2) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- (3) 電気通信事業法、有線電気通信法及びこれに基づく政令等
- (4) 国が定める点検要領等ほか関係諸法令

（共通仕様書の変更・追加事項）

第4条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

第5条 「徳島県測量作業共通仕様書平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(ウィークリースタンス)

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議)

第7条 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

(点検者)

第8条 受注者は、業務の履行に必要な技術知識、経験を有するものを専門担当技術者として定め、通知書を提出しなければならない。

(業務計画書)

第9条 受注者が契約締結後提出する業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 全体工程表
- (3) 業務体制
 - ア 点検組織
 - イ 連絡体制
- (4) 安全管理
- (5) 報告
- (6) その他
 - ア 準備計測機器一覧（校正完了通知書の写しを添付）
 - イ 提出図書様式
 - ウ 点検行程表（点検順路）等

2 監督員が業務計画にかかる詳細な資料の提出を求めた場合には、受注者はこれを提出しなければならない。

3 業務計画の変更が生じたときは、受注者は変更業務計画書を提出しなければならない。

(貸与品等)

第10条 業務に必要な図書、鍵等は発注者が貸与する。

2 受注者は、これを適切に管理し、損傷してはならない。万一損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

3 受注者は、貸与された図書、鍵等の必要がなくなったときは、すみやかに返却しなければならない。

(関係機関等への手続き等)

- 第11条** 受注者は、点検業務等の実施にあたっては、発注者が行う関係機関等への手続きに協力しなければならない。また、受注者は、点検業務を実施するため関係機関等への手続きが必要な場合は、すみやかに行うものとする。
- 2 受注者が、他の関係機関等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

(業務の履行)

- 第12条** 点検者は、業務の履行に適した服装とし、名札、腕章等により身分を明らかにしておくこと。また、常に環境の整備等に留意し、現場業務では看板を設置すること。
- 2 点検者は、常に設備等の表示及び警報音等に留意し、その状態を把握しておくものとする。
- 3 業務の履行にあたっては、施設等の運用を休止させてはならない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 4 受注者は、台風、豪雨、積雪及び地震等その他の天災に対しては、平素から予報等に十分な注意を払い、常にこれに対処できるよう準備しておくものとする。

(業務の実施時間)

- 第13条** 業務の実施時間は、業務実施の都合上やむを得ず休日又は夜間に作業を行う必要があつてあらかじめ監督員の承諾を得た場合を除き、発注者の勤務時間とする。

(安全等の確保)

- 第14条** 受注者は、業務の履行にあたっては、点検業務等関係者及び第三者の安全確保に努めなければならない。

(保守点検)

- 第15条** 受注者は、「国土交通省電気通信施設点検基準(案)」等に基づき、12ヶ月点検1回、6ヶ月点検2回を行うものとする。
- 2 点検の実施時期は、12ヶ月点検は5月頃、6ヶ月点検は9月頃と1月頃を予定している。
- 3 12ヶ月点検は、施設の総合的な性能・機能確認を行う総合点検である。6ヶ月点検は、施設の設置状況に応じて機器の状態確認を行う巡回点検である。これらの点検は同時に実施してはならない。
- 4 受注者は、各点検を実施するにあたって、あらかじめ実施手順書及び予定工程表を監督員に提出するものとする。監督員は、これに基づき関係機関との手続きや鍵等の貸与を行うものとする。
- 5 受注者は、保守点検を実施したときは次の各号を含む作業日報を作成すること。
- (1) 到着時間、作業開始時間、作業終了時間、出発時間
 - (2) 点検内容
- 6 保守点検に使用する計測機器は、較正を受けたものとする。
- 7 保守点検に要するライトバン使用数は、12ヶ月点検1回あたり59台日、6ヶ月点検1回あたり17台日を見込んでいる。
- 8 監視局サーバのセキュリティ対策パターンが最新であることを確認するとともに更新作業を行うこと。

(臨時点検)

- 第16条** 臨時点検は、施設における機器の障害箇所の発見、報告及びその場での修理可能な軽微な作業等をいう。
- 2 臨時点検は、監督員の指示により実施するものとする。
- 3 台風、大雨等における障害発生時には臨時点検を指示することがあるため、受注者は業務期間中の天候等に注意し、監督員と連絡調整を取れるようにし、臨時点検に備えること。
- 4 機器等の交換が生じるときは、あらかじめ機器の使用承認願いを監督員に提出すること。

- 5 臨時点検は、点検技術者1人と点検技術員1人の1パーティで、1回あたり半日（移動時間含む）を標準として25回程度を見込んでいる。
- 6 臨時点検は、その作業実態に合わせて契約変更を行うものとする。
- 7 震度4以上の地震が発生した際には、観測データの収集を行うこと。
- 8 臨時点検は、IoT雨量計を含む。

（雨量計及び蓄電池等の交換）

第17条 受注者は、交換時期が出水期を避け、観測に支障ないように計画しなければならない。

- 2 雨量計及び蓄電池等の交換後には、雨量観測データが正確に観測できることを確認し、監督員に報告しなければならない。
- 3 撤去した既設雨量計及び蓄電池等は、適正に処分しなければならない。

（伐木作業）

第18条 雨量観測局の周囲において、立木等により観測に支障があるところについて伐木作業を行う。

- 2 民地等において作業する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議すること。

（雨量観測所の観測環境調査）

第19条 別紙「観測所の写真撮影方法」により設置環境調査を実施し、とりまとめること。

（臨機の措置）

第20条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また受注者は、措置をとった場合には、その状況及び措置内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。

2 受注者は、業務の履行中において、施設等に異常状態が発生し、または発生が予想される場合は、すみやかに監督員に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、復旧作業を行った後、直ちにその状況及び措置内容を監督員に報告するとともに、原因調査を行うものとする。

3 前2項の場合又は監督員が臨時に業務を指示した場合は、受注者はこれに応じるものとする。

4 臨機の措置は、その内容に応じて契約変更を行うものとする。

5 受注者は、臨時点検又は復旧作業などのため必要があるときは、監督員とあらかじめ協議のうえ、設備に精通する機器メーカーの技術的援助を受けることができる。

（技術的所見のとりまとめ）

第21条 施設毎のデータ等を判断基準値と比較し、機器の状態等を所見にとりまとめるものとする。

（報告等）

第22条 各種点検を行った場合は、施設の現況概要等について、すみやかに点検結果を監督員に報告するものとする。また、履行内容等については、後述の業務報告書の点検記録として監督員に報告する。なお、施設等に異常状態が発生し、または発生が予想される場合については、臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

2 各種点検の測定データ等については、後述の業務報告書の点検記録簿により監督員に提出するものとする。

3 技術的所見についても、後述の業務報告書の点検記録簿により報告するものとする。

4 臨時点検を行った場合は、障害の状況、対処内容等について、すみやかに監督員に報告するものとする。また、7日以内に障害状況、作業内容等を文書にて報告するものとする。

5 監督員が一部測定データ等の提出を指示する場合、点検記録簿とは別に測定データ等を提出しなければならない。

(降雨資料とりまとめ)

第23条 受注者は、令和3年の雨量年報・雨量月報・雨量日報を電子データで作成し整理すること。

また、令和3年度に発生する降雨について欠側、誤測を検証し年報、月報、日報に取りまとめるものとする。

なお、当該作業は、監視局点検に含まれている。

対象雨量観測局： 砂防防災課所管 68局

対象期間： 令和3年3月～令和4年2月末までとする。

データ形式： E x c e l (エクセル)

(システム連携)

第24条 土砂災害警戒システムと水防情報伝達システム(河川整備課)は、平成31年度から土砂災害情報システムと連携しているため、異常状態が発生した場合には保守運用業者と協力し解決に努めるものとする。

(成果品)

第25条 業務成果品は、次の点検記録簿を報告書としてまとめ、3部作成し提出するものとする。

なお、点検記録簿については、次の各号に掲げる内容を記載するものとする

- (1) 業務履行結果の概要及び所見
- (2) 点検記録による技術的所見
- (3) 令和3年度 降雨データ取りまとめ
- (4) 点検記録及びデータ類(作業日報含む)
- (5) 現場写真(カラー)

点検作業状況及び臨時点検における障害状況を撮影するものとし、撮影頻度については、施設毎とする。

復旧作業ではその前後の状況(機器の交換では着手前着手後がよくわかるもの)を撮影するものとする。

- (6) 臨時点検における作業履行報告
- (7) 機器更新リスト表
- (8) その他監督員が指示した事項及びこれに対する措置又は点検事項

別記様式

業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法、工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

- ・仕様書の内容、業務の細目を明確にする。

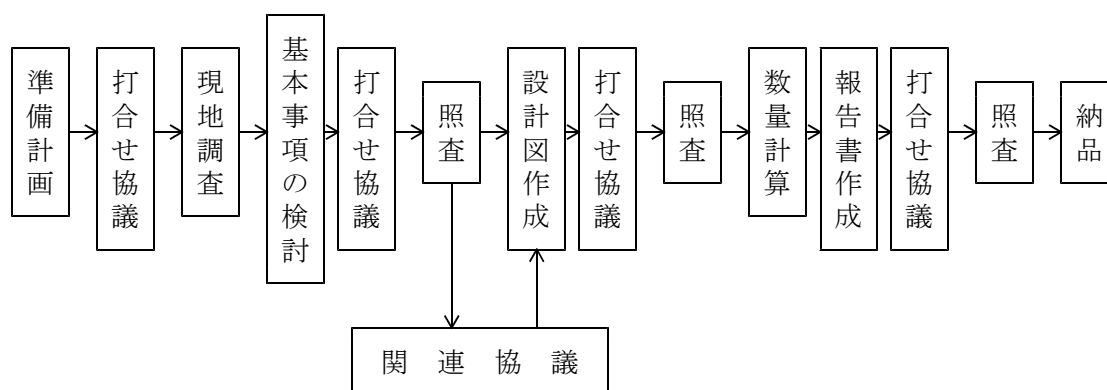
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点，制約条件等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。
--

2. 概略の業務工程

- ・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること。）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月			〇〇月			技術者計	
	10	20		10	20			
準備・計画								
現地調査								
〇〇概略検討								
路線選定								
照査								
打合せ協議								
関連協議								
管理技術者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
照査技術者			〇〇		〇〇		〇〇	
技師 A	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	
技師 B	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇	
技師 C		〇〇			〇〇		〇〇	
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等：コンサルタント業務のみ）

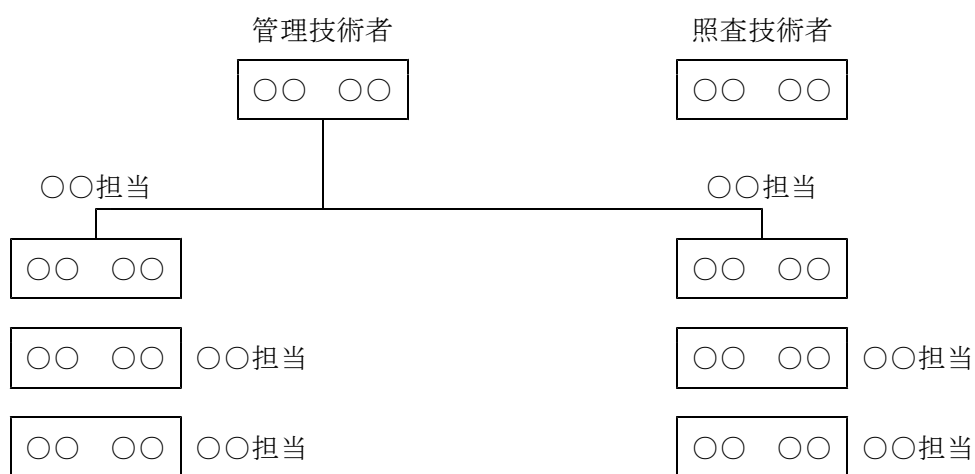
・ 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）

・ 管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）

・ 仕様書等に基づき，成果品の内容，部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

・ 当業務に使用する図書及び基準等について，法令，指針等必要と考えられるものを記載する。

令和 年 月 日

殿

受注者 住所
氏名

印

専 門 担 当 技 術 者 通 知 書

次の業務について、専門担当技術者を定めましたので通知します。

業 務 名

氏 名

添付資料

- ・技術者の資格者証の写し又は技術者経歴書（様式－2）
- ・受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）

技術者経歴書

1 氏名及び生年月日

2 現 住 所

3 最 終 学 歴

年 月 日 卒業

4 経 験 年 数 年

5 取 得 資 格 等

年 月 日 取得

(以下列記)

職歴 (担当業務歴)	期 間	内 容
	年 月 ~ 年 月	

(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

観測所の写真撮影方法

周辺の樹木の様子など、観測所の設置環境がわかるよう、次の 2~4枚の写真の撮影をお願いします。雨量観測所、積雪観測所とも撮影方法は同じです。

● 撮影していただきたい写真 ～

必須

- ・ 測器付近から **天空方向**（画面の上が北を向くように）〔魚眼レンズ〕

同じカメラ・レンズであれば、どこか一箇所の観測所で撮影いただければOK

（レンズの特性を調べるための撮影です）

- ・ 測器付近から **水平方向**〔 を撮影した位置で水平方向=どの方位でも可）〔魚眼レンズ〕

できれば撮影

- ・ **観測所全景** **測器全体**〔魚眼レンズ、または通常レンズによる横長画面〕

● カメラの種類と設定

- ・ **天空方向と水平方向は魚眼レンズ**で、その他はできるだけ広い範囲が写るカメラで撮影してください。
- ・ 可能であれば**GPS情報**を取り込んで撮影してください。



安全に気をつけていただき、くれぐれも無理のない範囲で撮影をお願いします

撮影のしかた

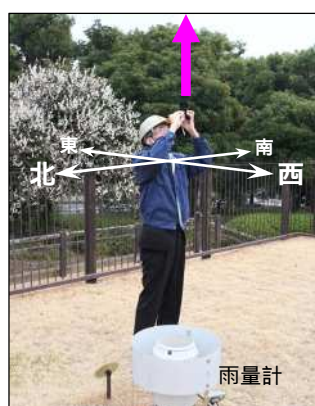
必須

写真 測器付近から天空方向

魚眼レンズで撮影

測器の近くから、**天空方向**（真上方向）を撮影

撮影者が写り込まないように、カメラを**頭より高く**して、**できるだけ水平**に持つ
画面の上ができるだけ北を向くように



魚眼レンズで撮影します



雨量計の直上で撮影できないときには…

雨量計が、建物屋上や観測小屋の上、パンザマスト（鉄塔）などの上、崖の近くなどにあり、安全な撮影スペースを確保できない場合には、

- ・ **雨量計になるべく近く**
- ・ **周囲をある程度見渡せる**ところ

を選び、安全な場所で撮影してください。



複数の観測所で同じカメラ・魚眼レンズを使用する場合には、どこか一箇所で撮影いただければOKです

写真 測器付近から水平方向

魚眼レンズで撮影

測器の近くから水平方向（横向き）に撮影（どちらの方向を向いてもかまいません）

魚眼レンズの特性を調べるために使います。

同じカメラ・魚眼レンズを複数の地点の撮影で使用される場合には、**どこか一箇所の地点でのみ水平方向を撮影いただければ結構です。**

ただし、レンズ内蔵カメラに簡易型の魚眼レンズを接続し、内蔵レンズのズーム特性が撮影のたびに変わるような場合には、地点ごとに水平方向の写真を撮影をしてください。



魚眼レンズで撮影します

できれば撮影

写真 観測所全景

観測所全体が写るよう、離れたところから撮影（1枚または数枚）
魚眼または広角で



できれば撮影

写真 測器全体

測器の近くから、測器全体を撮影
積雪計の場合には、センサーから地面まで全体が入るように
魚眼または広角で



雨量計の場合



積雪計の場合

画像ファイルの名前のつけ方

画像にはファイル名を次のように付け、観測所名のフォルダを作成し、その中に保存してください。

画像ファイル名：観測所名_撮影方向.jpg

例：大手町_天空.jpg 大手町_水平.jpg 大手町_全景1.jpg 大手町_雨量計.jpg

写真ファイルに含まれているEXIF情報が消えないよう、加工はしないでください。

EXIF 情報とは？

(EXIF : Exchangeable image file format)

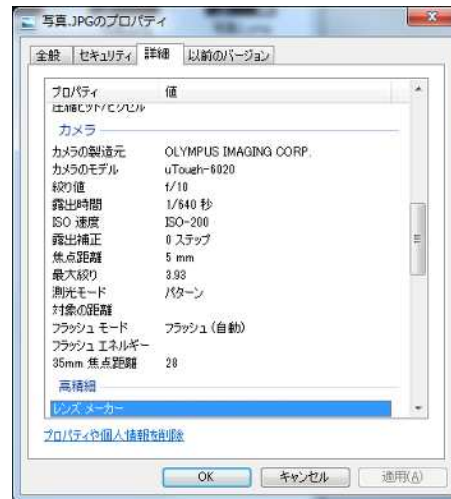
EXIF 情報はデジタルカメラで撮影した際に画像ファイルに記録される情報です。カメラの製品名、撮影日、シャッター速度、焦点距離等が記録されます。

画像編集ソフトウェアで画像ファイルを加工すると、これらの情報が失われてしまうことがあります。

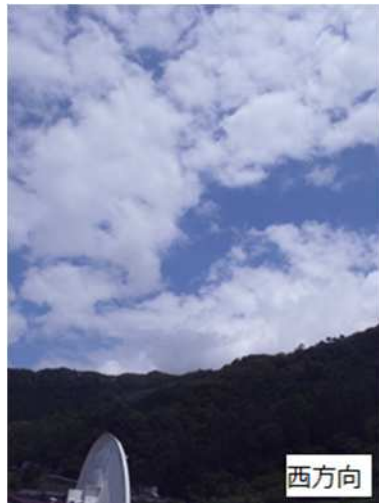
撮影ファイル (jpg 形式)



左のファイルの EXIF 情報 (一部)



上のファイルをペイントで加工し、png 形式で保存した画像ファイル



左のファイルの EXIF 情報 (EXIF 情報が消去されている)

